

世界農業遺産「静岡の茶草場農法」プロモーション業務  
企画提案競技の実施について

世界農業遺産「静岡の茶草場農法」プロモーション業務について企画提案競技を行いますので、次のとおりお知らせします。

平成29年8月4日

静岡県経済産業部  
農業局お茶振興課長

# 世界農業遺産「静岡の茶草場農法」プロモーション業務企画提案競技募集要項

## 1 業務の趣旨

世界で16ヵ国37地域しかない世界農業遺産に認定された地域が静岡にあるという事や、景観や実践者を切り口として、癒しをもたらす身近にある豊かな自然が、いかに守られ、育て続けられているかを、より分かりやすく伝えることで、親近感を持たせ、観光誘客や商品購入へのリピーター確保につなげていく。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

世界農業遺産「静岡の茶草場農法」プロモーション業務

### (2) 業務内容

#### ア 映像制作 2本

(ア) ロケーション映像

- ・・・認知度向上のために、豊かな景観を紹介し、「茶草場農法」を知らない人をキャッチできるもの

(イ) ドキュメンタリー映像

- ・・・理解度向上のために、自然と生きる実践者にスポットをあて、理解を深めることで、価値を感じてもらえるもの

イ 映像の放映

- ・・・各制作映像を効果的に放映する

ウ 実践者と消費者の触れ合い作り

- ・・・訴求力向上のために、首都圏の集客スペース等を活用して、実践者が消費者に直接紹介する場の運営

エ その他付随する業務

### (3) 契約

企画提案競技により選定した業者と業務委託契約を締結する。

### (4) 委託業務の期間

契約日から平成30年3月30日まで

### (5) 委託予定上限金額

5,200,000円（消費税・地方消費税含む）

## 3 応募要件・資格

次の（1）から（7）の全ての要件を満たす者とする。

(1) 静岡県内に本社または支店等の営業の拠点を有する者であること。

(2) 静岡県の一般業務委託に係る競争入札参加資格において、「イベント」、「映画・ビデオ製作」の営業種目について競争入札参加資格を有するものであること。

(3) 企画提案参加申込書の提出期限の日から企画提案の時までの期間に、一般業務委託に係る入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていないこと。

(4) 別途開催する企画提案競技説明会に参加し、説明を受けた者であること。

ただし、やむを得ず説明会に参加できない者は、別途事務局から説明を受けるものとする。

(5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立がなされている者（更正手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 次のアからキのいずれかにも該当しない者であること。
- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
  - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
  - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
  - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

#### 4 手続等

- (1) 問い合わせ先、書類等提出先

静岡県経済産業部農業局お茶振興課世界緑茶班  
〒422-8067

静岡県駿河区南町14-1 水の森ビル3階 しずおか0-CHAプラザ内

電話 054-202-1488

FAX 054-202-1480

- (2) 企画提案競技説明会

ア 日時

平成29年8月8日（火）15時から

イ 場所

静岡県駿河区南町14-1 水の森ビル2階

静岡県会議室

- (3) 参加表明書の提出

この企画提案競技に参加を希望する者は、参加表明書（様式1）を作成し、持参又は郵送してください。

ア 提出期限

平成29年8月15日（火）16時必着

イ 提出場所

上記4(1)に同じ

- (4) 質問の受付及び回答

この提案競技による選定について質問がある場合には、質疑書（様式2）を作成し、8月8日（火）から8月15日（火）までにFAXまたはメールにより送付してください。回答は質問書により、すべての提案競技参加者へ速やかにFAXまたはメールにて伝達します。

(5) 企画提案書の提出

世界農業遺産「静岡の茶草場農法」プロモーション業務企画提案書等作成要領により、企画提案書、会社概要、見積書及び競争入札参加資格審査結果通知書の写しを提出してください。

ア 提出期限

平成29年8月21日（月）16時必着

イ 提出場所

上記4（1）に同じ

ウ 提出方法

郵送または持参

5 審査

(1) 書面審査

提出された企画提案は書面審査を行い、これを通過したものについては企画提案説明を受けます。

書面審査結果は平成29年8月21日（月）にFAXまたはメールにより通知します。

(2) 企画提案説明

ア 説明の日時

平成29年8月24日（木）9時から

イ 場所

静岡市葵区追手町9-6

静岡県庁東館8階 経済産業部第6会議室

ウ 方法

世界農業遺産「静岡の茶草場農法」プロモーション業務提案説明実施要領によります。

\*詳細は、書面審査通過者に別途連絡します。

(3) 評価基準

ア ターゲットの設定

イ プロモーションの提案

ウ 継続的な周知方法

エ ブランド確立への提案

オ 実施体制

(4) 結果発表

文書にて通知します。

6 その他

(1) 企画提案書は返却しません。

(2) 提案に伴う費用は提案者の負担とします。

(3) 具体化にあたっては提案者の企画案を変更することがあります。

(4) 審査結果に係る疑義は、一切受け付けません。

様式 1

参 加 表 明 書

平成29年 月 日

静岡県経済産業部  
農業局お茶振興課長 様

所在地  
会社名  
代表者

世界農業遺産「静岡の茶草場農法」プロモーション業務企画提案競技への参加について

世界農業遺産「静岡の茶草場農法」プロモーション業務企画提案競技へ参加したいので、参加表明書を提出します。

なお、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと、及び提出書類の内容について、事実と相違ないことを誓約します。

担当部課  
担当者名  
電 話  
F A X  
E-Mail

様式2

質 疑 書

平成29年 月 日

静岡県経済産業部  
農業局お茶振興課長 様

所在地  
会社名  
代表者  
電 話

世界農業遺産「静岡の茶草場農法」プロモーション業務企画提案競技について、  
次の項目を質問します。

番号	質疑事項	回 答